

質問事項と回答一覧

| No | 質問事項 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | <p>参加店舗への事前説明会（事業内容・運営方法の説明）を実施するにあたり、赤穂市が指定または想定している場所と実施回数はありますでしょうか。</p> <p>（例）赤穂市中央公民館/2回</p> | <p>参加店舗への説明会について、場所や回数の想定はありません。</p> <p>市内事業者には同様の事業は初めてではないことも踏まえて、提案の中で参加店舗への周知や円滑な登録に向けて効果的と思える方法をご提案いただきたいと思います。</p> |
| 2 | <p>商品券の配送（郵送）にあたり、家族ごとに名寄せが必要でしょうか。</p> | <p>名寄せは行わず、個別に送付するという事で積算してください。</p> |
| 3 | <p>赤穂商工会議所が計数した使用済み商品券はどの程度の頻度で回収が必要でしょうか。</p> | <p>回収頻度については、特に頻度は定めておりませんので、提案によりご提示ください。</p> <p>使用済みの商品券の管理をどのように行うのか、回収手順も含めてお考えを記載してください。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 4 | <p>企画提案書(様式第2号)に関して、(2) 企画提案する事業内容には「自由に記載をお願いします。」とあります。この場合、記載項目に準じれば書式 (Word 書式にかかわらず) も自由と言う認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>項目内容が網羅されていれば自由 (Wordに限らず) で結構です。</p> |
| 5 | <p>参加店舗について、300 店舗程度、もしくは 300 店舗以上とのことですが、多いほどよいという認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>その通りです。</p> |
| 6 | <p>使用済み商品券の取り扱いに関して、破棄方法は「廃棄は赤穂市が指定する方法で行うこと。」とあります。どのような方法でしょうか。</p> | <p>溶解又はクリーンセンター等への直接持ち込みにて、確実に廃棄されたことが分かる方法をお願いします。</p> |
| 7 | <p>商品券の構成について、約款を各商品券の裏面に記載する場合も、約款として1枚作成する必要がございますか。表紙・約款については色数の指定はございますか。</p> | <p>約款を裏面に記載する場合は、別に約款を1枚作成する必要はありません。 色数は、表紙はフルカラー、約款は裏面、別刷いずれの場合も単色をお願いします。 なお、商品券のデザイン等については契約後打合せをさせていただきますが、提案時の商品券構成を基本として進めてまいります。</p> |

| | | |
|---|---|------------------------------------|
| 8 | 証明書等については、写しで可能ですか。 | 可能です。 |
| 9 | 納税証明について、納税猶予を受けている者の取扱いはどのようにしたらよいでしょうか。 | 猶予通知書等の写しを添付いただければ要件を満たしているものとします。 |